

## 加須市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

加須市（以下「甲」という。）と 三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、包括連携に関する協定（以下、協定という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互に連携しながら双方の資源を有効に活用することにより、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) SDGs 推進に関すること。
- (2) 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること。
- (3) 地域産業の振興・支援に関すること。
- (4) 地域の安全・安心に関すること。
- (5) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

3 乙は、第1項各号に定める事項の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができるものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、相手方から知り得た秘密事項について、第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの又は相手方から受領後に自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの

### （反社会的勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方に対し何らかの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動

標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である又は反社会的勢力であった場合

- (2) 甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4) 甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知し、甲と乙が協議の上、本協定を解約することができる。

（協議）

第6条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和3年11月10日

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

甲 加須市  
加須市長

埼玉県さいたま市大宮区東町2-20  
三井住友海上大宮東町ビル4F

乙 三井住友海上火災保険株式会社  
埼玉支店長